

村上総合病院 医療安全管理規程

村上総合病院（以下「当院」）における医療安全管理体制の確立を目的とし、医療事故防止に向けて病院安全管理を強力に推進し、安全良質な医療の提供のため、基本的必要事項を定める。

○ 医療安全管理に関する基本的考え方

医療安全は、医療の質に関わる最も重要な問題である。患者に安全良質な医療サービスを提供する事は、医療の最も基本的な要件の一つである。当院においては、医療安全の必要性・重要性を施設全体で認識すると同時に、職員個人が自分自身の課題と認識し、意識啓発を進めると共に医療安全を推進する組織体制を確立していかなければならない。

本会の医療事故防止統一ガイドラインを基本とし、院内に病院安全管理委員会、医療安全管理部門（医療安全管理対策委員会、看護部医療安全管理対策委員会）を設置し機能させ、マニュアルを作成し、職員が一丸となり教育啓発活動に取組まなければならない。また、インシデント事例及び医療事故の評価分析により、院内で定期的な見直し等を行い、医療安全管理の強化充実を図る。

○ 医療安全管理体制の整備

当院においては次の事項を基本として、院内における医療安全管理体制の確立に努める。

1. 病院安全管理規定について
2. 病院安全管理委員会の設置
3. 医療安全管理部門の設置
4. 医療安全管理対策委員会の設置
5. 医療安全カンファレンスの開催
6. 医療安全管理者の配置
7. 医療安全推進担当者の配置
8. 医薬品安全管理責任者の配置
9. 医療機器安全管理責任者の配置

○ 医療安全管理のための具体的方策の推進を図る。

○ 医療事故発生時の具体的な対応は、本会の「医療事故対応のためのガイドライン」（もし医療事故がおきたら＝）及び「J A新潟厚生連医療事故公表基準」によるものとする。

○ 医療事故の評価と医療安全対策への反映

医療事故が発生した場合、医療安全管理対策委員会において、事故の原因分析など、評価検討を加え、その後の医療安全対策への反映を図るものとする。

本規定の閲覧

患者との情報共有に努めるとともに、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。その照会については、医療相談窓口において、医療安全管理者が対応する。

医療安全管理体制について

当病院では、医療安全管理者を配置して医療安全に関する企画立案及び評価を行い、定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し医療安全確保のために必要な改善を行っております。

また医療安全管理対策委員会を設置し、定期的に委員会・研修会を実施しております。

医療安全管理者による医療相談を承っております。
医療安全管理室(3階)へお申し出ください。

村上総合病院
医療安全管理者

